

## ウクライナ高齢者を支援する会規約

### 第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本会は、ウクライナ高齢者を支援する会と称し、所在地を代表世話人宅におく。

(目的)

第2条 本会は、ウクライナの高齢者と交流を図り、募金活動事業など、生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成を期するため、次の事業を行う。

- 一 ウクライナ高齢者の健康維持・向上をはかるための募金活動、支援物資搬送事業
- 二 会員へ向けた情報発信、会員間の交流事業
- 三 日本在住のウクライナ出身者、避難者との交流事業

(事業の不偏性)

第4条 本会は、直接政治に関与することはしない。

### 第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 当会の目的に賛同する者
- 二 日本在住のウクライナ出身者、避難者
- 三 その他、運営委員の推薦を受けた者

(入・退会)

第6条 本会の会員は、前条の資格条件を備え、入会の申込をした者を会員とする。

2 本会の会員は、前条の資格を喪失するか、退会届出により退会するものとする。

### 第3章 運営委員会

(運営委員会)

第7条 本会に、次の運営委員会構成員をおく。

- 一 代表世話人 1名
- 二 運営委員 若干名
- 三 事務長 1名
- 四 監事 1名

(運営委員会構成員の選出)

第8条 構成員は、総会において会員の互選により、これを選出する。

(運営委員会構成員の任期)

第9条 運営委員会構成員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 運営委員会構成員に欠員を生じた場合の補充員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(運営委員会構成員の任務)

第10条 運営委員会構成員の任務は、次のとおりとする。

- 一 代表世話人は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 運営委員は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- 三 事務長は、代表世話人、運営委員と共に本会の運営に当たる。
- 四 監事は、本会の会計監査を行う。

#### 第4章 総会および運営委員会

(議決機関)

第11条 本会に、次の議決機関をおく。

- 一 総会
- 二 運営委員会

(総会の構成)

第12条 総会は、本会最高の議決機関であり、全会員によって構成される。

(定例総会)

第13条 定例総会は、毎年1回、代表世話人が招集して開催し、会務・会計の報告、運営委員会構成員の選出および必要事項を多数決で議定する。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、代表世話人がこれを招集し、開催する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、第7条の運営委員会構成員が本会の運営に必要な事項を決定し、執行する。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(運営費)

第17条 本会の運営費は、年会費および寄付金をもってあてる。

2 会費は、年間1,000円とする。但し、必要に応じて運営委員会の決議により、臨時会費を徴収することができる。

(会計処理)

第18条 会計処理は、代表世話人と事務長が行い、収入支出の内容を明らかにしておかなければならない。

(会計監査)

第19条 本会の会計は、年1回以上、監事の監査を受けなければならない。

## 第6章 雑則

(補則)

第20条 この規約に定めなき事項については、第2条の目的を遵守して、運営委員会が決定する。

付則 (令和6年8月17日)

この規約は、令和6年8月17日から施行する。

### 【別項】

ウクライナ高齢者を支援する会役員名簿

(令和6年7月9日現在)

代表世話人	高橋 龍太郎
運営委員	井藤 英喜
	黒川 由紀子
	佐賀 宗彦
事務長	江刺 秀明
監事	稲松 孝思